長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）は、市内で事業を営む福祉事業者等に対し、事業者等の省エネ化への意識啓発と推進を図るため予算の範囲内において、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、長岡京市補助金等交付規則（昭和５７年長岡京市規則第８号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

（交付対象）

第３条　交付の対象は、市内に事業所を有する福祉事業者等で、京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金、京都府物価高騰保育所等緊急支援事業費補助金及び京都府教育支援体制整備事業費補助金の補助対象とならない場合であって、市内事業所にて別表１に規定する対象サービスを実施し、かつ、別表２に規定する補助対象機器等を導入した者とする。

２　その他市長が必要と認める者

（補助金の額）

第４条　補助金対象事業費は４０万円を上限とし、市長はその事業費の範囲において、４分の３を補助するものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる書類を令和５年２月２８日までに市長に提出しなければならない。

(1)　長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付申請書（別記様式第１

号。以下「交付申請書」という。）

(2)　誓約書（別記様式第２号）

(3)　実績報告書（別記様式第３号）

(4)　市内事業所で省エネ機器等を導入したことがわかる書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付）

第６条　市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付決定通知書（別記様式第４号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知し、補助金を口座振込により交付するものとする。

２　前項の交付決定通知書をもって、補助金の確定通知とみなすものとする。

　（交付決定の取消し）

第７条　市長は、補助事業者が申請内容に虚偽等を記載したことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

２　前項の規定による取消しは、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金取消通知書（別記様式第５号）により行うものとする。

　（補助金の返還）

第８条　市長は、前条の取り消しを決定した場合において、期限を指定し、長岡京市福祉事業者等省エネ推進緊急対策事業費補助金返還命令書（別記様式第６号）により返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により、補助金の返還を命ぜられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

　（延滞金）

第９条　市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、規則第１５条の規定を適用するものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年１０月３１日から施行し、令和４年６月２３日から適用する。

別表１　対象サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 対象サービス |
| １ | 高齢者 | 居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、地域包括支援センター、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ２ | 障がい者（児） | 居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援含む。）、短期入所（単独設置のみ）、福祉ホーム、計画相談支援（地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援センターⅠ型含む。）、地域活動支援センターⅡ型、障がい児相談支援 |

別表２　補助対象事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象事業の区分 | 要件 |
| １ | 空調設備 | 更新新設 | 施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの新設については、換気機能があるもの |
| ２ | 換気設備 | 更新 | 施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの又は熱交換型の第一種換気設備の機能を備えた設備 |
| ３ | 冷蔵庫 | 更新 | 冷蔵庫の更新に当たり、更新前のものと比較し、電力消費量が少ないもの |
| ４ | 照明機器 | 更新 | 照明機器の更新に当たり、新たにLED化するもの |
| ５ | デマンド制御装置等 | 新設 | 空調等の運用を調整し、電力使用量を制御するもの等 |